



## お知らせ・募集



くわしくは  
浦添市  
ホームページへ

### 税金・保険・年金

#### 後期高齢者医療制度資格 確認書について

##### 国民健康保険課

☎内線3712

●8月から資格確認書が切り替わります。

後期高齢者医療制度においては、暫定運用の継続によりマイナ保険証の有無にかかわらず、申請無しで「資格確認書」をお届けします。

※令和8年8月の年次更新までの間の暫定的な運用です。

##### ●資格確認書の発送について

資格確認書は7月下旬までに郵送または窓口等で交付します。8月からは、医療機関の窓口に、今回届いた資格確認書またはマイナ保険証を提示してください。資格確認書が届いたら、住所・氏名・一部負担金の割合を確認してください。



▲詳しくはこちら

#### 令和7年度国民健康保険 資格確認書の更新について

##### 国民健康保険課

☎内線3723

「資格確認書」をすでにお持

ちの人または「資格情報のお知らせ」をすでにお持ちの70歳以上の人を対象に、8月1日から有効の、新しい「資格確認書」または「資格情報のお知らせ」を7月上旬ごろから郵送します。

令和7年12月1日有効期限の保険証(青色の紙の保険証)をお持ちの人は、11月上旬ごろに「資格確認書」または「資格情報のお知らせ」を郵送します。

ただし、修学特例(マル学)または遠隔地特例(マル遠)の被保険者については、国民健康保険課窓口での更新が必要です。

更新に必要なものは、7月上旬ごろに通知する案内文書にてご確認ください。



▲詳しくはこちら

#### 令和7年度国民健康保険 税納税通知書の発送

##### 国民健康保険課

☎内線3717・3723、3725

令和7年度納税通知書の発送は7月初旬ごろを予定しています。発送開始から2週間ほどで全世帯へ到達する予定です。なお、7月以降に国民健康保

しなないと未納となり、年金の受給に必要な期間には含まれません。

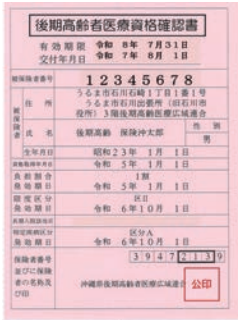
#### 後期高齢者医療制度に加入している皆様へ

##### 国民健康保険課

☎(876)1717

●8月1日(金)から資格確認書が切り替わります。

新しい資格確認書は7月下旬までに簡易書留で郵送します。



#### ●医療費が高額になったとき

1つの医療機関で月の限度額を超える医療費自己負担が発生した場合は、限度額を超える分の支払いは無くなります。2つ以上の医療機関の合計で月の限度額を超える場合は、合算後の差額を高額療養費として後日支給します。手続きの流れについては、「後期高齢者医療制度のご案内」をご覧ください。

●医療機関窓口での自己負担額を限度額までとする制度があります。

限度額適用(標準負担額減額)認定証は、マイナ保険証へ

喪失等の届出をした世帯は、7月にお送りする納税通知書に反映されない場合があります。対象世帯には、翌月を目安に変更後の通知(税変通知)を郵送します。税変通知が届く前に納期が過ぎる場合は、7月にお送りした納付書にて期限内に納付するようお願いします。

#### 国民健康保険税の所得に応じた軽減措置に係る判定基準所得額の改正

##### 国民健康保険課

☎内線3717・3723、3725

令和7年度より国民健康保険税の軽減判定基準所得額が次のとおり改正されます。ただし、所得申告をしていない場合、軽減の適用はされませんのでご注意ください。

| 軽減割合 | 令和7年度判定基準所得額                                    |
|------|-------------------------------------------------|
| 7割   | 43万円+10万円<br>×(給与所得者等の数-1)以下                    |
| 5割   | 43万円+30万5千円<br>×(被保険者数)+10万円<br>×(給与所得者等の数-1)以下 |
| 2割   | 43万円+56万<br>×(被保険者数)+10万円<br>×(給与所得者等の数-1)以下    |

#### 国民健康保険税の賦課限度額の改正

##### 国民健康保険課

☎内線3717・3723、3725

令和7年度より国民健康保険税の医療分および支援分の賦課限度額が次のとおり改正されます。

##### ●賦課限度額改正後

医療分賦課限度額 66万円  
(+11万円)  
支援分賦課限度額 26万円  
(+2万円)

※介護分の賦課限度額に変更はありません。

#### 国民健康保険の給付に関する各種証の切り替え

##### 国民健康保険課

☎内線3714

●「限度額適用・標準負担額減額認定証」の有効期限は7月31日です。

8月1日以降も継続して証が必要な人のうち、長期入院該当による食事代の減額を受ける人は国民健康保険課窓口で更新手続きが必要です。

##### ▼手続きに必要なもの

①申請者の本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカード等)  
②世帯外の人が申請する場合は世帯主直筆の委任状  
③過去12カ月の入院日数が90日を超えることがわかる領収書や証明書

※長期入院該当ではない「限度額適用認定証」をお持ちの人は、



▲詳しくはこちら

#### 令和7年度「国民健康保険税」および「後期高齢者医療保険料」第1期納期限

##### 国民健康保険課

☎内線3717・3722

令和7年度「国民健康保険税」および「後期高齢者医療保険料」第1期納期限は7月31日(木)です。納め忘れにご注意ください。

得者」といい、医療費の自己負担割合は3割となります。

ただし、次の①②③のいずれかの要件に該当する場合、申請すると、「一般Ⅱ」または「一般Ⅰ」の区分と同様になり、自己負担割合が2割または1割になります。

①同じ世帯に被保険者が一人の場合、その人の年収が38.3万円未満であるとき。

②同じ世帯に被保険者が複数いる場合、その全員の年収が合計で52.0万円未満であるとき。

③同じ世帯の被保険者が一人、同じ世帯の70歳から74歳の人も含めた年収が52.0万円未満であるとき。



▲詳しくはこちら

#### 国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の徴収猶予

##### 国民健康保険課

☎内線3717・3721

災害・病気等により、国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の納付が困難な場合は、法令等に基づき徴収の猶予を受けられる場合があります。市ホームページまたは電話でご確認ください。



▲詳しくはこちら